

## 努力事項 その10 (中学校美術)

「学校教育指導の重点」の美術の努力事項をひとつずつ考えていきます。今回は、学習指導要領の内容に照らして、以下について考えてみます。

鑑賞に充てる時数は、各学年とも適切かつ十分に確保しましょう。

これは、どういうことなのでしょう？

これは

鑑賞領域の目標を達成するために必要な授業時数を年間指導計画に明確に位置付け、確実に実施していきましょう。

ということです。

このために、以下の2つの視点で年間指導計画を作成していきましょう。

### 1 ねらいに応じて独立した鑑賞の題材を適切に設けましょう。

中学校学習指導要領には、鑑賞に充てる時数は示されていませんが、生徒に学習指導要領に示された内容を身に付けさせることができるかどうかを考えて、適切な時数を確保するようにしましょう。

また、生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品を展示したり、鑑賞用図書や映像資料の活用を図るようにしましょう。また、地域に美術館等があれば、ねらいに応じて積極的に活用するようにしましょう。

### 2 「A表現」と「B鑑賞」の関連を図った題材を設定しましょう。

例えば、「A表現」(1)アの主題を生み出すことと、「B鑑賞」(1)アの作者の心情や意図などを感じ取ることは相互に関連しているので、作品を鑑賞し作者の心情や意図について考えることが、表現する際に主題を生み出す力を高めることとなります。

また、表現で主題を生み出した学習経験が、鑑賞で作者の心情や意図を感じ取る力を高めることにつながるようになります。

ですから、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を十分に図り、表現と鑑賞のそれぞれの学習の効果を高めるような指導計画を工夫することで、鑑賞の領域の指導を充実させていきましょう。



今回で、学校教育指導の重点の解説は終わりです。  
次回から、「共通事項」について、考えていきたいと思います。

10月4日(金)頃アップの予定です。